

イギリスの金融構造と金融機関の競争

—P. I. B. Report の問題点—

玉野井 昌 夫

ま え が き

イギリスの物価・所得委員会は、1965年の6月以降相ついで調査報告書を公表しているが、昨年5月には“Bank Charges”に関する報告を公にしている。銀行の諸チャージについての調査が行われるようになったのは、近年において銀行収益および配当の大幅な増加がみられるようになったためである。労働党政府は、物価・所得政策の推進に当ってこの点に注目し、銀行の収益構造、したがって銀行の諸チャージの水準およびその決定方式について、調査を同委員会に付託した。ほぼ1年間の検討の後にこの報告書が生れたのであるが、この報告がもっとも中心的な論点としてとり上げているのは、伝統的なイギリスの金融構造とこれを圍繞してとり行われている慣行の批判に向けられている。いいかえれば、長い間にわたってきずき上げられた、イギリス金融制度における寡占的組織とその硬直化が最大の問題となっているとあってよいであろう。報告は、そこで競争原理の導入を提唱しながら、銀行外金融機関を含めての現在の金融制度について、いくつかの革新的な勧告を行っている。すなわち銀行の諸チャージに関する報告とはいいながら、実は金融機関の現状についての批判的検討となっている。またこの報告は、金融機関を対象とした公式報告としては、ラドクリフ委員会以来のもので

ある。期待されたほど積極的な提案がなかったという点で現状肯定的であった前回の報告に比べれば、当時十分に指摘されていなかった問題点が、今回の場合はきわめて具体的に率直にとり上げられるようになっている。このような二つの報告の間にみられる性格の相違は、金融機構自体の、あるいはイギリスをとりまく経済的環境の変化とその危機的な様相に理由があるとみられるのである。また所得委員会から物価・所得委員会への所得政策の発展にともなって賃金以外の所得、すなわち利潤、配当、賃貸料をも規制の対象に加えるようになったこと、イギリスの企業に刺激を与えるために価格競争原理が導入されるようになったことが、この報告に特色を与えていることもみのがせない。ともかく、この報告は、現段階におけるイギリス金融制度に関する公の報告資料として、その批判点がきわめてはっきりしている点で、興味深い内容をもったものであるということができるのである。

以下、ここでは同報告の主要な論旨を紹介しながら、報告がとり上げた金融上の問題点を検討することにした。

1

まず、この報告が重視していることからいって、最初に問題としなければならないのは、

銀行の過大収益の原因である。すなわち銀行の諸チャージ類調査のきっかけとなった過大収益について、報告は何よりも、その原因として「外生的」要因(“endowment” element)と呼ぶものに注目している。報告は、銀行の収益を、銀行自体の努力による広い意味での経営効率によるものと、公の政策から生じる利益いいかえれば「外生的」要因との二つに分けているが、問題としているのは後者である。したがって銀行自体の効率の向上にはもとづかないで、公定歩合の上昇によって収入が費用以上に増加するという人為的要素が収益増加に貢献した点を注目するのである。この「外生的」要因というのは、くわしくいえば、公定歩合の上昇につれて増収をもたらす銀行資産の資産総額に占める割合が、公定歩合の上昇につれて支払利息の増加をもたらす銀行負債の負債総額に占める割合より大きくなるという事実を指している¹⁾。報告が調査した1956~65年の期間、公定歩合の平均水準は、ほぼ5%であり、66年の7月にはポンド危機の激化によって7%の危機レートに引上げられている。そして現在の慣行では、報告も指摘しているように、貸出金利および預金金利は、公定歩合の水準とほぼ一定の上下幅をもって連動している。また近年において、預金総額のうち、かなりの部分は、銀行間協定による無利息の当座預金、すなわち要求払預金によって占められる一方、公定歩合の変動と直接連動する利益率をもっている資産、すなわち割引手形、コール・ローンおよび貸付金が、公定歩合と連動して利息支払いを必要とする預金の総額を上回っている²⁾。このように「外生的」要因というのは、イギリスに特有な金融構造を基礎としたものであり、さらに50年代半ば以降の銀行の資産および負債の構成割合の変化、いいかえれば業態の変化が前提としてこれに加ったものである。

〔注〕

1) National Board for Prices and Incomes:

Report No. 34. “Bank Charges”, para 40.

2) 1966年12月14日現在のロンドン手形交換所加盟銀行の負債および資産はつぎのとおりである。(一時債務および、これに対応する資産をのぞく。)

負 債	金 額 (100万ポ ンド)	総額にた いする割 合 (%)
総 預 金	9,501	100.0
当 座 預 金	4,905	51.6
通 知 預 金	3,628	38.2
そ の 他*	969	10.2
払込資本金、準備金 および流通紙券	547	5.8
	10,048	105.8
資 産		
手許現金およびイン グランド銀行預け金 (“現金”)	800	8.4
手 許 現 金	558	5.9
イングランド銀行 預け金	242	2.5
コール・ローンおよ び短期通知貸	1,171	12.3
割 引 手 形	1,155	12.2
大 蔵 省 証 券	681	7.2
商 業 手 形	354	3.7
そ の 他 手 形	120	1.3
(流動資産合計)	(3,126)	(32.9)
他銀行にたいする預 金残高及び経過項目	540	5.7
投 資(帳簿価格)	1,181	12.4
金 縁 証 券	1,040	
そ の 他 投 資	141	
顧客への貸出および 経過項目を含むその 他勘定	4,694	49.4
系列銀行および従属 会社(“貿易”)投資	93	1.0
銀 行 建 物	226	2.4
イングランド銀行に たいする特別預金	188	2.0
資 産 合 計*	10,048	105.8

ところで、もう一つ重要な点は、この「外生的」要因が、近年における銀行特有の資産、

負債構成と公定歩合に密接な金利体系から成り立っているばかりではない、ということである。すなわち外生的要因のなかで、銀行間の申し合わせおよび慣行、ことに預金、貸出金利についてのカルテル協定が大きい役割を果たしているからである。たとえば、要求払預金にたいしては利子を支払わない、また有期預金の利率は公定歩合から2%引いたものとするという協定がこれである。もっとも、細かくいえば、要求払預金には手数料が課せられ、これは一般に預金残高にもとづいて減免されている。しかしこの場合、減免額が手数料を上回っても、その差額が預金者に支払われることがないという点で、無利息制度が維持されているのである。そして銀行としては、この協定によって利益ばかりをえているわけではなく、同時に大きい代償を支払わなければならなかったのである。すなわち報告の指摘によれば、この種の協定は、銀行の預金吸収力を弱め、貸出活動の拡大と多様化への力を減殺させ、その結果として金融制度全体の中における銀行の地位の相対的低下をもたらしているからである。とくに銀行預金の伸び率は、1959～65年の年平均をとった場合、銀行外金融機関（ここでは信託貯蓄銀行、建築組合、割賦販売金融会社）の預金の伸び率をはるかに下回り、低成長に悩んでいるGNP（名目）の伸び率にさえ劣っている³⁾。報告としては、したがって、過大収益の規制ということばかりではなく、上に述べたような銀行のシェア低下を防ぐという観点からも積極的な勧告を行っている。このようにして報告は、預金、貸出競争の促進と競争分野の拡大の必要を提唱し、そのための金利の自由化を推奨している。

〔注〕

3) op. cit. para. 56.

ところが、イギリスの金融構造をとり上げる場合、短期の金融市場を構成するものは、もちろん銀行だけではない。その発展の過程からいって、また現在においてもその金融構

造および金融政策波及の系路に重要な特色を与えている点からも、ここで商業銀行と密接にからみあった割引市場を無視するわけにはゆかないのである。よく知られていることではあるが、短期金融市場の市場としての組織化は、1825年の典型的恐慌勃発の時代にさかのぼる。このときイングランド銀行の準備金が低水準にまで低下したという恐慌期の経験をつうじて、一流の銀行の間では再割引への依存を停止するという態度がしだいに普及するようになっていく。また当時は競合の関係を残していたイングランド銀行の株式銀行にたいする敵意が、いっそうこれを助長したといわれている。この点が商業銀行に支払準備としてコール・ローン保有の態度を生じさせ、コール・マネー市場の出現を押し進めた。同時にたんなる短資の仲買人から、独立の計算にもとづいた完全に自立化した割引商会への転態を助けることになったのである。したがって、19世紀中葉には、銀行と割引市場との緊密な絡み合いが完成した。銀行はこれらの市場をつうじて、銀行組織のあらゆる準備金を有利に運用できるようになり、またいざというときにはコール・ローンを即座に回収してこれに備えることができるようになり、割引商会としてはこれにに応じてイングランド銀行に再割引を求めることができるようになったのである。したがって銀行は、割引市場という中間の機構を介して最終の貸手にたよるといいう経路が完成したのである⁴⁾。

〔注〕

4) J. Artis, *Foundations of British Monetary Policy*, 1965. pp.49-50 (今田治弥, 岡本磐男訳『イギリス金融政策の基礎』)68-69頁。

今回の報告では、銀行の協定利率の水準とパターンを検討した第5章において、この割引市場を問題としている⁵⁾。報告は、金利の自由化の立場にたつて、特定貸出利率に関する銀行間の協定を、輸出金融に関するものをのぞいて、すべて廃棄することを勧告し、こ

の観点から割引市場については、つぎの点を批判している。すなわち現在手形交換所加盟銀行は、ロンドン割引市場との取引に関して協定を結んでいるが、その主要内容には四つのものがある。(1) 割引商社にたいするコール・ローンの最低利率を定めている。(2) 自己勘定では大蔵省証券の入札に参加しない。(3) 発行後1週間未満の大蔵省証券は割引市場から買入れないことを申し合わせている。そして非公式にはあるが、(4) 割引市場から大蔵省証券を買う（すなわち逆にいえば、割引商社が銀行に手形を再割引に持込む）さいの金利について銀行間で調整を行うというのが、それである。報告は以上の4点のうち、とくに交換所加盟銀行が自己勘定では大蔵省証券の入札には参加しないという(2)の協定に着目してこれを批判している。すなわちこの協定を「自己否定的」(self-denying)な申し合わせと呼び、これが大蔵省証券の発行レートを必要以上に高めていると判断している。銀行のこの規制は、割引商社の機能の存続をはかるために行われているが、そればかりではなく、同時に割引商社のシンジケートの存立を助けるものとなっている。つまり交換所加盟銀行の自己否定的な協定は、割引商社が一定の協定レートで入札を行うという慣行と裏腹の事態となっているのである。したがって割引市場のアウトサイダーは、シンジケート価格をこえた高い価格で入札を行った場合に限って入札の優先順位を獲得することができる。報告はそこで、もし銀行が割引商社と競争を行って大蔵省証券の入札に進出した場合、また短期債券市場を円滑にするという割引商社の機能を自ら引受けた場合には、割引商社のカルテル行為は不必要となると考えている。そしてこれと平行して必要となっている手形交換所加盟銀行の割引市場にたいするカルテル行為も必要がなくなるとしているのである。割引商社の慣行調査は、委員会の権限をこえたものであり、この点を認めながらもこの報

告は大蔵省証券入札の慣行を変更する必要を強調している。

〔注〕

5) とくに *op. cit.* para. 93~96 を参照されたい。

このようにみれば、報告に強い関心をよび起し、また報告がゆき当たったもっとも大きい問題点の背後には、高度に集中化された銀行の存在があるといわなければならない。また短期金融市場の諸協定も、その一つは割引商社のシンジケートの存在が前提になっているとはいえ、同時にこれと裏腹になっている銀行の独占的申し合わせを切りはなしてこの問題を十分に明らかにすることはできない。したがって、ここでも大銀行の集中化された組織にたいする批判が存在していることに着目しなければならないのである。

2

ところで、イギリスにおいて、金利協定の動きが具体化するようになったのは、19世紀の70年代のことである。株式銀行の組織がとられるようになった20年代から、預金金利およびその他の銀行業務について協調を確保しようとする努力が行われていた。しかし、この時期においては、こういった努力は大抵の場合はじまったばかりで崩壊したといわれている。ところが73年の恐慌の後には「非公式」な協調が行われるようになり、77年にはロンドンのすべての銀行が当座預金の利子を廃止するようになっていた。いうまでもなく、73年の恐慌は90年代半ばまでつづいたいわゆる大不況期のはじまりであり、途中で短期間の好況で中断されたとはいえ、この間持続的な物価低落がみられた。そしてこの大不況はイギリスにおいてもっとも深刻に現われた。というのは、ドイツ、アメリカといった後進資本主義国の発展によって、従来のイギリス産業の世界市場における優位が崩壊するよう

なったからである。このような時期を背景にして協調が行われるようになったが、さらに86年以降主要な銀行は、公定歩合と関連して同一の預金利率を定めるようになっていく。もっともロンドンに比べて地方銀行が、また同一銀行の地方支店が相対的に高い預金利率、貸出利率を設ける慣習を拭き去ることはできなかった。したがって金利の画一化が実現し、金利の差別が消滅するようになったのは、90年代に激化しはじめた銀行合同によってである。すなわちSykesによれば、合同の主要な結果の一つは、利子率すなわち貸付利子、諸チャージの全銀行領域にわたっての均一化にあるといっている。もっとも公定歩合の変更に応じた金利の変動は、ロンドンでは緊密となったが、前貸形態での融資が多かった地方では必ずしも敏感には連動しないで、預金利率も固定的であった。こういった金利協定の動向がようやく決定的な段階にまで押し進められたのは、第一次大戦における戦時金融のための銀行資金の調整、戦後の段階での銀行合同運動の一応の完成にあった。1917年には、政府の勸奨の下に、大銀行は預金の最高利率の協定を行うことになったのである。その後20年代には公定歩合との利幅が拡大されるようになり、かつて前世紀70年代に1%、80年代に1.5%であった利幅は、大部分の地域で公定歩合を下回る2%に定められるようになっていく⁹⁾。なお報告によれば、戦前においては、ロンドン手形交換所加盟銀行の協定預金利率は、ロンドン市内レートと地方レートとの二本建てになっていたようであり、戦時中になってこの二本のレートが一本の協定レートに統一されたといっている。いずれにしても銀行合同運動が金利協定を促進し、金利の画一化をうながすもっとも大きい要因であったのであり、戦時における金融統制の必要がこれを助長したといつてよいようである。同時にこのような均一化は、金利水準の低下をうながしたのである。

〔注〕

- 6) 本文のような金利協定成立の経緯については、T. Balogh, *Studies in Financial Organization*. 1950. (西村閑也、藤沢正也共訳『英国の金融機構』)が、もっとも系統的に説明を行っている。その他 R. S. Sayers, *Lloyds Bank in the History of English Banking* の pp. 157~166. J. Sykes, *The Amalgamation Movement in English Banking, 1825~1924*. 1926. pp. 148~151 および W. E. Beach, *British International Gold Movement and Banking, 1881~1913*, 1935. pp. 159~167.

このように金利体系の緊密な連繫が成立するようになったが、他方で、最後の手段としてのイングランド銀行が、公定歩合の変動あるいは適格証券の性格を変更することによって金融調整を行うという、バンク・レートの完全なメカニズムが、恐慌時のみではなく平常の時期においても機能するようになったのは1890年以降のことである。もっとも、市中銀行の過剰資金の存在によって、公定歩合操作の効果は、しばしば有効ではなかった。しかし19世紀末葉から国内手形の出回りが減少し、海外手形がこれに代って登場し、割引市場を中心とした金融市場の役割が大きく変化した後も、すでに述べたようなこの金融メカニズムはそのまま有効に利用され、第一次大戦後1920年までに当局の助成もあっていっそう精緻な形を整えるようになったのである。ところがこの機構にきわめて大きい打撃を与えたのが、1931年の恐慌であった。というのは、イギリスの経済的地位、ことに国際金融の中心地としての役割は、債権国から債務国に転換したことによって第一次大戦以降にはすでに以前のように強力なものではなくなっていたが、大恐慌後ことにその地位の低落が顕著となった。このため、巧妙に組織化された金融市場は大きい動揺を生じることになったのである。ことに32年以降公定歩合を2%

に固定するという低金利政策がとられるようになると、海外手形の減少と割引利率の低下とに挟撃されて、割引市場はその存立がまったくおびやかされるほどの様相を招くようになったのである。そして海外手形の減少に代って割引市場の重要な取引対象となった大蔵省証券も、その利率は海外からの短資流入もあっていちじるしく低下した。そして大蔵省証券利率はコール・ローンの利率を下回るようになり、割引商社は、銀行からの短期貸付に依存しては利鞘が確保できないほどになったのである。このため30年代には、中央銀行の最後の貸手としての機能を十分に発揮させる上で、また国際的な威信を確保する上で絶対に必要であったロンドン・シティのメカニズムを維持するための対策が相ついでとられることになったのである。その主要なものをあげてみればつぎのとおりである。33年には加盟銀行はコール・レートを1%に維持し、手形の割引歩合を引き上げる協定を結んだ。また34年にはコール・レートを引き下げて、軟化していた手形割引歩合との利鞘を確保しようとしたのである。さらに以上の両度の協定にもかかわらず割引市場の問題が解決しないために、35年にはいっそう徹底した第三次の協定が結ばれることになったのである。すなわち第三次の協定では、すべての手形交換所加盟銀行が包括されたこと、市場における取引ばかりでなく、大蔵省証券の入札に銀行は参加しないという申し合わせが行われたことなど、前二度の協定に比べてこの協定ははるかに重要であった。しかもこの協定の成立に当って、イングランド銀行は調停の労をとったばかりでなく、割引市場の業務の拡充を目的として適格商業手形の範囲を拡張するという方法で助成した。また割引商会の集中を促進するために、弱小商会の整理を推進した。このようにして加盟銀行の市場に関する協定は、さらに市場の取引を統制する機会をつくり出した。すなわち割引商社はシンジケート

をつくり、割引市場のすべての会員をまきこんだ上で入札の協定を行うことになったのである⁷⁾。したがって、今回の報告が批判の対象としている「自己否定的」な協定は、実は大恐慌後危殆に瀕した短期金融市場の再建のためにとり行われたものであり、また国際金融の中心地としての地位を維持しようという狙いをもつものであった。また中央銀行が割引市場の存在意義を公認するという象徴的な意味をもつものであった。

〔注〕

- 7) イギリスにおいて中央銀行の責任、すなわち平常の時においても、再割引によるかあるいは適切な証券担保での貸出によって資金提供の用意を整えているべきであるという教義をつくり出したのは W. Bagehot であるといわれている。しかしこれが実際に行われるようになったのは、1890年以降のことである。(Clapham, *The Bank of England*, Vol. II. p. 241, W. Bagehot, *Lombard Street*, p.187. を参照されたい)。なお30年代の協定成立については、J. Artis, *Foundations of British Monetary Policy*, 1965, pp.63-65. (今田治弥, 岡本碧男訳『イギリス金融政策の基礎』89-92頁) Balogh, *op. cit.*, pp. 132~138 を参照されたい。

このように、いく度かの変動を経験して、協定や非公式の了解をはりめぐらし、高度に組織化された金融市場も、現在ふたたび大きな問題に直面することになったのである。かつては市場の資金受払の時期を、手形の量的な変動に完全に自動的に調整させ、またバンク・レートのメカニズムを有効に発揮させ、効率的な資金配分を行っていた市場の構造も、現在ではこれがかえってイギリス経済の桎梏となっている。もっとも現在の機構にたいして批判的な見解を明らかにしているのは、必ずしも今回の報告がはじめてではない。すでにラドクリフ報告では、大蔵省証券が銀行以外の商、工業会社に保有される傾向が増大している点を問題としている⁸⁾。そしてこうし

た発展は、銀行間の独占的な預金利率協定を背景として生じているものと考え、銀行が大口預金についての自由競争を行うならば、このような傾向は有効に阻止できるとしている。さらに銀行間の競争が行われれば、固定コール・レート、および直接入札を差控えるという慣行を崩壊させ、「秩序立った市場」およびカルテル化の過程が逆転するような場合を想定している。そして銀行組織内部の発展が短期市場のカルテル化と秩序を押しつぶす恐れがあったとしても、これを当然のこととして容認している。そして短期市場に充溢した大蔵省証券の存在によって、国内銀行組織を調整する対象として「貨幣の供給」ではなく、大蔵省証券の供給量をとり上げなければならない点に責任を感じている。このようにして、市場の秩序が崩壊し、大蔵省証券レートのいっそう大幅な変動が生じてても、長期市場をつうじて国庫の要求をみたすことができると考えている。もっとも他方では、矛盾に満ちているといわれるラドクリフ報告は、現在の機構は国家債務の管理に関しては有効に働いていると考え、現在の機構を破壊する理由はいささかもないという立場をとっている。このように必ずしも論旨は一貫していないし、今回の報告とは目標に相違はあるけれども、ともかく預金協定を中心とする短期市場のカルテル化を非難しているのである。Sayersはこの点でラドクリフ報告よりはいちだんと徹底している⁹⁾。すなわち、Sayersは短期債および大蔵省証券の市場としての割引市場に言及して、両種の証券のために割引市場が消滅したとしてもなんら不都合がないことを指摘する。そしてアメリカで行われているような、連邦準備制度による短・中期債の直接銀行にたいするオペレーションの方が、イギリスよりもはるかに市場が安定的であることを強調する。また短期資本市場の重要な機能の一つである銀行間の決済、国際収支の調整機構としての役割は、アメリカにおける「フェデラ

ル・ファンド」の取引と同様な機構をつうじて支障を生じることなしにおきかえることができるというのである。ところで1959年以降、割引市場においては大蔵省証券の比重は低下をつづけ、逆に商業手形の復活がみられるようになっている。ラドクリフ報告が、かつて自信をもつて述べた「商業手形の相対的供給量における逆転しえない減少傾向」は、近年では明白に逆転した事態を生じている¹⁰⁾。また加盟銀行の金利構造に追隨していた多くの金融機関、とくにマーチャント・バンカー、海外銀行および外国銀行は、55年以降短期の資金にたいして加盟銀行より有利な金利を与えるようになっている。このようにしてロンドン貨幣市場には「新しい市場」——インター・バンク取引の市場、ユーロ・ダラーの市場等が発展するようになっている。こういった最近における市場内部の発展をみれば、銀行と割引市場との間の諸協定、カルテル化は以前にもっていたような実態的な根拠を失い、失っているという側面が実際にはみられるのである。そして大蔵省証券の重要性の低下とともに、協定の意義も失いに減少してゆくという側面の問題がある。ここで述べたような60年代の金融市場の発展は、今回の報告が積極的に競争を提唱している一つの根拠になっていると思われるのである。

8) Report of the Committee on the Working of the Monetary System. para 583 ~590.

9) R. S. Sayers, Modern Banking. 1964. pp. 62-63.

10) 大野和「ロンドンの貨幣市場における新たな動き」(『金融経済』105号) Midland Bank Review, May, August 1966.

3

今回の報告において、委員会は銀行間の預金、貸出に関する利率協定が、結果として全

体の金融制度における、銀行の相対的地位の低下をひき起している」と判断している。しかし銀行の地位の低下は、貯蓄金融機能の急速な発展によって多くの国において同様の現象がみられており、ただたんにカルテル協定のみの責任とすることはできない。また金融の領域にかぎらない経済構造の変化が、別の重要な要因となっているのである。けれどもイギリスの場合は、銀行預金の伸び率は低いGNP（名目）の成長率をさえ下回っている。そしてイギリスの場合は、特異な金融構造がこれを促進している点で特殊であり、他の諸国の事情と比べていちだんと切実な事態を招いているということが出来る。ところで報告の指摘にたいして、銀行自体の責任ではないという点を強調して行われている弁明は、金融政策をその原因としてとり上げる方法である。すなわちインフレ阻止のための引締め政策は銀行にたいして強い効果をもち、銀行預金は国民所得と同じ速度で上昇することを妨げられるというのである。銀行預金の量はしたがって金融当局の措置によって増減するという考え方である。しかしここで銀行の地位の低下の原因とこの事態の評価の立ち入った分析を行うことは、本稿での目的ではない。ここでは、とりあえず報告がとくに重要視している預金獲得競争、ことに銀行外金融機関にたいするものについて、とり上げている問題点を紹介することにしたい。まず、報告も指摘し、またイギリスでもしばしば見られる論点は、銀行が交換手段—通貨の供給者であるという点を報告が無視しているという非難である。すなわち銀行預金は預金通貨として広く受入れられる交換手段であり、したがって預金の引出しが行われて、これがたとえば建築組合（Building Societies）に預入れられるとしても、この預金はふたたび銀行に復帰してその他の金融機関部門に流出することはないというのである。そして銀行の総預金の低下は生じないで、最初は銀行の顧客から建

築組合へ、つづいて建築組合の融資先へと所有権が移転するだけである」と考へる。これにたいして報告は二つの場合にかけてこれに反対している。第一は公共部門に属する金融機関、たとえば郵便貯蓄銀行および信託貯蓄銀行などに流出する場合である。これらの金融機関は政府にたいする信用供与を行うものであるから、これら機関に流出した預金は政府貸出を増加させる。同時に加盟銀行支払いの小切手が振り出され、その結果中央銀行に預入れられている加盟銀行の現金準備が減少し、その分だけ加盟銀行の預金は減少するというのである。第二は、たとえば賦払購入金融会社などに流出する場合である。この場合加盟銀行から流出した預金は民間金融機関の貸出を増加させ、その結果、利子率低下→消費、所得の水準の上昇を招き、国際収支に悪影響を与える。そして当局は加盟銀行の資金を吸い上げ、貸出能力を削減するために引締め政策（たとえば売オペ）を行う必要に迫られる。この結果は加盟銀行の預金の減少となる。ともかくこの二つの、いずれの場合も、いいかえれば公共、民間部門のいかに問わず、ひとたび加盟銀行の預金が銀行以外の金融機関に流出したとすれば、最終的には加盟銀行の準備、預金は減少せざるをえないというのである。ここでは両者の議論は強調点が異り、並行した議論となっているが、さらに報告では両種の金融機関の競争をまず加盟銀行が預金利率の協定を廃棄して、預金吸収面で積極的な態度をとることを金融機構硬直化打破の突破口と考へているようである。また実際には賦払購入金融会社は、大銀行の子会社として銀行と密接な利害関係をもっており、ともかく両者の機能を抽象的に対比して今後の推移を予想することは、不十分な結論をひきだす恐れがある」と考へる。また報告は、金融機関の相互の競争を勧奨して、加盟銀行と銀行外金融機関とが平等の基盤に立つことを提唱

している。そのため、銀行外金融機関にたいしても一定比率の流動資産、現金準備を維持すべきことを要請している。この必要はラドクリフ報告そのものでは否定されているけれども、委員会において、また報告の公表以来しばしば問題となったところである。しかし報告が銀行に業務の多様化を迫り、割賦金融業務との兼営を行わない国は、アングロサクソン系の国ではイギリスのみであるという点をとくに述べていることからすれば、競争のイニシアティブを銀行の側において考えるように思われる。事実、大銀行の間では、「裏口」での割賦金融業務、海外業務、ユーロ・ドル市場への進出、また貯蓄預金勘定の利子引上げによる預金の獲得は、ここ数年とくに活発に行われるようになってきている。¹¹⁾したがって競争と多様化が押し進められた場合には、その中心になるものとして報告の立場で多くの期待をかけることができるのは銀行である。さらに、報告は金融構造にたいする批判的態度の背後に徹底した自由競争原理を用意して勧告を行っているが、他方銀行の今後の集中にたいしては店舗の乱立状態を是正する必要があるという理由の下に、銀行のいっそうの合併の必要をみとめている。事実、この報告が公にされて約半年後の本年1月末以降、大銀行の間では相ついで資本提携が行われるようになってきている。この点からみても文字通り平等な基盤の上で異種金融機関と銀行の競争が行われるということを予想することは困難である。伝統的な金融構造と慣行に画期的な是正を要求しているだけに、今後の

変化には、きわめて興味の深いものがある。また流動資産としての大蔵省証券の大量の存在を前提とし、金融政策の手段の性質と効果にたいして戦後行われた New-orthodoxy の理論とこれに対する批判も、この報告の公表をきっかけとして新しい局面でふたたび論争をひき起すようになるかもしれない。

〔注〕

11) “A. Survey. How the banks compete for deposits” the Banker, July 1967.

イギリスでは、労働党の政権下で多面的な寡占対策が押し進められるようになってきている。制限的な慣行や過度集中を規制して有効な競争を行わせるということは、この点で労働党の政策のもっとも重要な一環である。と同時に大規模化と整合の利益を生かし、対外競争力を強化するということは、イギリスの国家的利益を守るためにも、きわめて重要である。このようなジレンマをもちながら、さらに金融機関については、金融領域独自の問題がある。すなわち銀行は、金融上の相対的地位を低下させながら、貨幣組織としての重要性をもっているということである。P. I. B 報告の一つが銀行の高収益——諸チャージの検討から出発して、イギリス金融構造の批判的検討と勧告へと発展したのも、以上の点で十分な理由があると考えられるのである。しかし、現状において報告の狙っている基本的な目標は明確ではない。ことに銀行の役割の評価については、そのように言えるのではないであろうか。